

## 海の京都DMOクレジットカード店子加盟店登録要領

### 1 趣 旨

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「海の京都DMO」）は、海の京都地域内でのキャッシュレス決済を推進することを目的にクレジットカード会社と包括代理加盟店契約を締結し、海の京都地域内の一般事業者を店子加盟店（以下、「カード加盟店」という。）として登録する。

### 2 登録要件

カード加盟店は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 宿泊業、飲食業、特産品等の販売等の事業活動を遂行する拠点を海の京都地域内に有するものであること
- (2) 海の京都DMOの地域本部会員（正会員、準会員または賛助会員）であり、当該地域本部から推薦されたものであること。
- (3) 以下の要件のいずれにも合致しないものであること。
  - ① 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの。
  - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
  - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるもの。
  - ⑦ 対象事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（⑥に該当する場合を除く。）に、海の京都DMOが対象事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず対象事業者がこれに従わなかったとき。

### 3 登録の解除

カード加盟店が前記2.の登録要件のいずれかに該当しなくなった場合は、直ちに登録が解除されるものとする。

### 4 登録等に係る費用

#### (1) 登録手数料

1店舗3,000円(消費税別)

なお、同一事業者が複数の店舗を登録する場合は、2店舗目以降は1店舗2,000円(消費税別)とする。

(注)登録手数料はカード加盟店から退会する場合でも返還しない。

### 5 登録申し込み

次の書類を提出する。

#### (1) 海の京都DMO店子加盟店登録申込書(様式1)

ア.海の京都DMO店子加盟店登録申込書(以下「申込書」という)を申込人が加盟している地域本部に提出する。

イ.地域本部は推薦の可否を決定し、推薦する場合、申込書を海の京都DMO総合企画局に送付する。

#### (2) カード会社所定の書類

申込書を海の京都DMO総合企画局が受理した後に案内する。

### 6 問合せ先

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社(通称:海の京都DMO)

総合企画局(担当:山口)

京都府京丹後市大宮町口大野226京丹後市役所大宮庁舎内

TEL:0772-68-5055 FAX:0772-68-5056 E-mail:info@uminokyoto.jp